第５の２を次のように改める。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操　業　区　域	数　　量
1	すけとうだら	⑵　オホーツク海の海域	42,000

（注１）（略）

告　　示

最低賃金の改正決定に関する公示

長崎労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 10 月５日

長崎労働局長　黒田　正彦

第４号中「１時間629円」を「１時間642円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮崎県最低賃金（昭和55年宮崎労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 10 月５日

宮崎労働局長　永田　　有

第４号中「１時間629円」を「１時間642円」に改める。

公　　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成22年９月27日から１週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年 10 月５日

千葉地方法務局長　斎藤　和博

記

氏名　井口佐多夫

所属する土地家屋調査士会　千葉県土地家屋調査士会

登録番号　千葉第1992号

事務所の所在地　千葉県松戸市小金原九丁目14番地の20

違反行為　未登録補助者の使用等

被疑者補償裁定要旨

平成 22 年９月 22 日　　水戸地方検察庁

下記の者は、建造物侵入、窃盗被疑事件について罪を犯さなかったと認められるので、21日間の拘束に対し、補償金26万2,500円を交付した。

（氏名）YCHINOSE（イチノセ）　MENDOZA（メンドサ）
AKIRA（アキラ）　YSMAEL（イスマエル）

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項第６号の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社外為どっとコム

２．本店所在地　東京都港区東新橋二丁目８番１号

３．登録番号　関東財務局長（金商）第262号

４．登録年月日　平成19年９月30日

５．行政処分の年月日　平成22年９月17日

６．行政処分の内容

平成22年10月１日から平成22年10月31日までの間、店頭デリバティブ取引に係る全業務（顧客取引の結了のための取引等を除く。）の停止。

平成 22 年 10 月５日

関東財務局長　森川　卓也

鉱業法第 189 条の規定による公告

経済産業省公告第８号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消通知を送達することができないので、鉱業法第189条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の区役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

登録番号　福島県採掘権登録第1497号

鉱業権者　東京都千代田区一番町４番地25号
皇聖資源開発株式会社

記

１　処分の内容　鉱業法第55条の規定による鉱業権の取り消し

２　処分の日　平成22年９月16日
平成 22 年 10 月５日　　東北経済産業局長

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月５日

中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成22年９月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ジャパンレイクアンドキャナル株式会社　山荘　　勉　岐阜県大垣市新田町４丁目30番地　国土交通大臣許可（般―21）第14641号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年８月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月５日

中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成22年９月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社村上開明堂　村上　太郎　静岡県静岡市葵区流通センター14番３号　国土交通大臣許可（般―22）第3989号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ガラス工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年８月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第１６０６号

札幌市白石区川北１条２丁目12番５号

申立人　髙川　理仁

本籍北海道千歳市桂木１丁目３番、最後の住所北海道千歳市桂木１丁目３番10号、死亡の場所北海道千歳市、死亡年月日平成22年４月２日、出生の場所北海道紗那郡紗那村大字紗那43番地、出生年月日大正13年７月20日、職業無職

被相続人　亡　岸　　ツヱ

事務所札幌市中央区南２条西10丁目1000番地20　ダイメックス札幌南２条ビル３階　三春法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三春　裕嗣

札幌家庭裁判所

平成２２年（家）第３００３３号

東京都足立区弘道２―18―２　ＭＹコーポ101

申立人　水口眞知子

本籍千葉県松戸市岩瀬960番地、最後の住所千葉県柏市豊四季709番地141、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日平成21年８月日時不詳、出生の場所千葉県松戸市、出生年月日昭和43年９月16日、職業不詳

被相続人　亡　髙坂　由美

事務所千葉県柏市柏４―11―７　森田ビル２階　柏綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　祐介

千葉家庭裁判所松戸支部